

**島田市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
第4期計画**

**2019年3月
島 田 市**

- 目 次 -

第1章 計画の背景

1) 本計画の概要	1
2) 地方公共団体の役割	1
3) 地球温暖化問題	2
4) 世界の動向	2
5) 日本の動向	3
6) 本市の地球温暖化対策の経過と関連計画	6

第2章 計画の基本的事項

1) 計画の目的	11
2) 計画期間・基準年度	11
3) 対象範囲	11
4) 対象とする温室効果ガスの種類	12

第3章 温室効果ガス排出量の現状

1) これまでの取組の経過と温室効果ガス排出量	13
2) 温室効果ガス排出量の算定方法	14
3) 基準年度と現状年度における温室効果ガス排出状況	15

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1) 温室効果ガス排出量の削減目標	17
2) 目標達成のための基本方針と今後の傾向	19

第5章 目標達成に向けた取組

1) 取組目標の設定	21
2) 日常業務に関する取組	21
3) 施設や設備機器に関する取組	24
4) 一般廃棄物の焼却に伴う排出量の削減に関する取組	26

第6章 計画の推進

1) 推進体制	27
2) 進行管理	28
3) 職員に対する研修	29
4) 点検・評価・公表	29

第1章 計画の背景

1) 本計画の概要

島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4期計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づくもので、全ての都道府県及び市町村に実行計画の事務事業編の策定が義務付けられています。事務事業編では、地方公共団体が自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減抑制を図るとともに、率先して地球温暖化対策に取り組むことを目的としています。また、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下、「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）もあり、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は策定が義務化されており、それ以外の市区町村においては策定に努めなければならないとされています。本市では、2018年度の第2次島田市環境基本計画の見直し時に、地方公共団体実行計画区域施策編を計画内の一部に章立てし、策定しました。

地球温暖化対策推進法第21条（地方公共団体実行計画等）

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2) 地方公共団体の役割

2016年5月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体の役割は、「自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となること」とされています。

地方公共団体実行計画に基づき、自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を目指し、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図っていく必要があります。

また、地球温暖化対策推進法第21条第10項では、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。」とされています。

3) 地球温暖化問題

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の1つとされています。既に、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されているほか、日本においても、平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策は、地球温暖化対策推進法の第1条に規定されているとおり、人類共通の課題となっています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書では、今世紀末(2081年～2100年)における世界平均地上気温の変化は、排出を抑制する追加的努力のないシナリオでは2℃を上回って上昇する可能性が高いとされています。また、厳しい緩和シナリオでは、2℃を超える可能性は低いとされています。工業化以前と比べて、温暖化を2℃未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数あります。21世紀にわたって2℃未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が、2050年までに2010年と比べて40%～70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下にするという特徴があります。即ち、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、これにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まるとされています。

今、適切な対策を講じなければ、数十年から100年後には、私たちの暮らしが危機的な状況にさらされる可能性があると言われています。

地球温暖化対策推進法第1条(目的)

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

4) 世界の動向

地球温暖化防止に関する対策として、1992年5月に気候変動に関する国際連合枠組条約(以下、「気候変動枠組条約」という。)が採択され、同年6月の国際連合環境開発会議(地球サミット)にて世界中の多くの国が署名を行い、1994年に発効されました。同条約に基づき1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(以下、「COP」という。)を開催しています。

2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19では、全ての国に対して、

COP21 に先立って、2020 年以降の自国が決定する貢献案を示すことが招請されました。さらに、2014 年 12 月にペルー・リマで開催された COP20 では、各国が貢献案を提出する際に含めるべき情報等が決定され、2015 年 11 月から 12 月にフランス・パリで開催された COP21 において、全ての国が参加する公平で実効的な 2020 年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われる等、その成果としてパリ協定が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、2℃目標の設定、世界の平均気温の上昇を、工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに抑える努力を迫ることへの言及、主要排出国を含む全ての国が自国が決定する貢献を 5 年ごとに提出・更新し、従来より前進を示すことなどが規定されました。この目標を達成するために、今世紀後半には、人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

また、COP においてだけではなく、2015 年 9 月には国連サミットにおいても「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、世界全体の「経済」「社会」「環境」を調和させる統合的取組が作成されました。アジェンダ 2030 では、先進国と開発途上国が取り組むべき共通の目標として採択され、その中に持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）以下、「SDGs」という。）として 17 の国際目標と 169 のターゲットが掲げられました。これは、世界が 2016 年から 2030 年までに達成すべき国際目標で、2015 年に達成期限を迎えたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となりました。SDGs では、気候変動への対策や再生可能エネルギーの利用、海や陸の豊かさを守るなど環境に関する目標も設定され、環境問題が地球規模であり、早急かつ確実に取り組まなければならないことがわかる内容のものとなりました。

今後も、COP をはじめとして各国の代表者により議論が進められます。議論の中では、パリ協定の実施について、見直しや評価が継続的に実施されます。それと同時に、地球に住む一人ひとりが、未来の地球、未来の自分や子どもたちのために行動をしなければならない時代となっています。個人、地域の行動の集まりが大きな渦となることを再認識し、地球に住む私たちが考えていかなければなりません。

5) 日本の動向

日本では、気候変動枠組条約が 1992 年 5 月に採択されたことを受けて、1992 年 6 月の国際連合環境開発会議において署名し、1993 年 5 月に受諾しました。国際的な動きを受けて、日本では地球温暖化対策推進法が 1998 年に公布され、1999 年 4 月に施行されました。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告制度など、各主体の取組を推進するための法的枠組みを整備するものとなりました。

COP では、2015 年までに 2020 年以降の法的枠組みを採択することを決定しており、2015 年に開催される COP21 より前に自国が決定する 2020 年以降の貢献案を示すことが求められました。日本は 2015 年 7 月 17 日開催した地球温暖化対策推進本部において 2030 年度までの削減目標を定めた「日本の約束草案」を決定し、同日付けで国連気候変動枠組条約事

務局に提出しました。同年12月には、パリ協定の採択を受け、政府は12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、地球温暖化対策計画を策定することとしました。2016年5月13日に、パブリックコメントを踏まえた我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画が、「地球温暖化対策計画」として閣議決定されました。この計画の中では、地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向が示され、対策や施策について事業者や国民、地方公共団体が果たす役割が明示されるとともに、具体的な温室効果ガス排出量の削減についても触れられており、この計画に基づき、各種方面で地球温暖化対策が推進されています。

一方、国では、2018年6月13日に気候変動適応法を公布し、同法第7条第1項に基づき同年11月27日に気候変動適応計画を策定しました。地球温暖化は既に進行しており、温室効果ガスを限りなくゼロに近づけたとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスによる気候変動などの影響は今後も続くと考えられています。これまでの温室効果ガス排出量を削減するという緩和策と合わせて適応策の同時進行が必要となっています。

また、アジェンダ2030で採択されたSDGsを受けて、2017年には、方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を決定し、SDGs実施指針の各分野に関する取組をさらに具体化・拡充した「拡大版SDGsアクションプラン2018」においては、優先課題として省エネ・再エネ、気候変動対策や循環型社会に関することや自然環境の保全についても触れられており、国内全体の取組が期待されています。

さらには、2018年4月には「第5次環境基本計画」が、同年7月には「第5次エネルギー基本計画」閣議決定され、それぞれの計画の中では、SDGsの考え方の活用やエネルギーの転換・脱炭素化に向けて施策が掲げられています。

近年、これらの国内において、環境に関する動きが活発になっています。これを受けて、地方公共団体も事業者や住民の模範となるように環境問題に対する取組を実施しなければならない時代が訪れています。

日本の約束草案（抜粋）

2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすることとする。

種類	2030年度の排出量の目標	2013年度（2005年度）
エネルギー起源 CO ₂	927	1,235（1,219）
非エネルギー起源 CO ₂	70.8	75.9（85.4）
メタン（CH ₄ ）	31.6	36.0（39.0）
一酸化二窒素（N ₂ O）	21.1	22.5（25.5）
HFC等4ガス	28.9	38.6（27.7）

【単位：百万 t-CO₂】

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について（抜粋）

「日本の約束草案」で示した2030年度削減目標の達成に向けて着実に取り組む。また、パリ協定等において、2℃目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこと等を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献する。

1. 地球温暖化対策計画の策定
2. 政府実行計画の策定
3. 国民運動の強化

気候変動適応法第7条（気候変動適応計画の策定）

政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
- 三 気候変動等に関する化学的知見の充実及びその活用に関する事項
- 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
- 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項
- 六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項
- 七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項
- 八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項
- 九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項



【資料：JAPAN SDGs Action Platform ホームページより（外務省）】

6) 本市の地球温暖化対策の経過と関連計画

(1) 本市における地球温暖化対策の経過

島田市では、2002年に本市から排出される温室効果ガスの排出量を初算定しました。その後、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減及び抑制や環境負荷の低減を目的として、2004年に島田市地球温暖化防止実行計画を策定し、第1期計画が始まりました。2011年には、島田市地球温暖化対策実行計画として第2期計画を策定し、現在は第3期計画として2016年から2018年の3年計画を運用・管理しています。第3期計画が2018年で終了することに伴い、2019年からの計画を2030年までの計画期間として第4期計画を策定します。

(2) 本市における地球温暖化対策と上位計画の関係

本市では、2001年3月に島田市環境基本条例を施行しました。条例には、環境基本計画及び実行計画の策定について定められており、この条文に基づき、島田市の環境に関する施策が実施されています。

また、本市では、2008年の旧川根町との合併後、2009年度から島田市・川根町まちづくり計画を引き継ぐ最初の総合計画「(第1次)島田市総合計画」に基づく市政運営を進めてきました。その計画が2017年度をもって計画期間の満了を迎えたことから、人口減少や不安定な社会経済情勢の中にあっても、真に豊かな生活を実現していくための指針となり、描くまちの姿とその実現のための新たな方策を位置づける「第2次島田市総合計画」を策定しました。計画期間は、2018年度から2025年度までの8年間とされており、これからの島田市の方策が示されています。7つの政策分野から構成されており、政策分野4においては、環境・自然に特化した内容となっています。施策の柱には、地球環境の保全に貢献することや

みどり豊かな自然を守り育むことを掲げ、低炭素社会や資源循環型社会の形成、新エネルギーや再生可能エネルギーの利活用に関する取組を施策として位置づけております。

これらの上位計画に基づき、目的が達成されるように地球温暖化対策を推進していく必要があります。

島田市環境基本条例第1条(目的)、第7条(環境基本計画)、第20条(自主環境管理の推進)

第1条

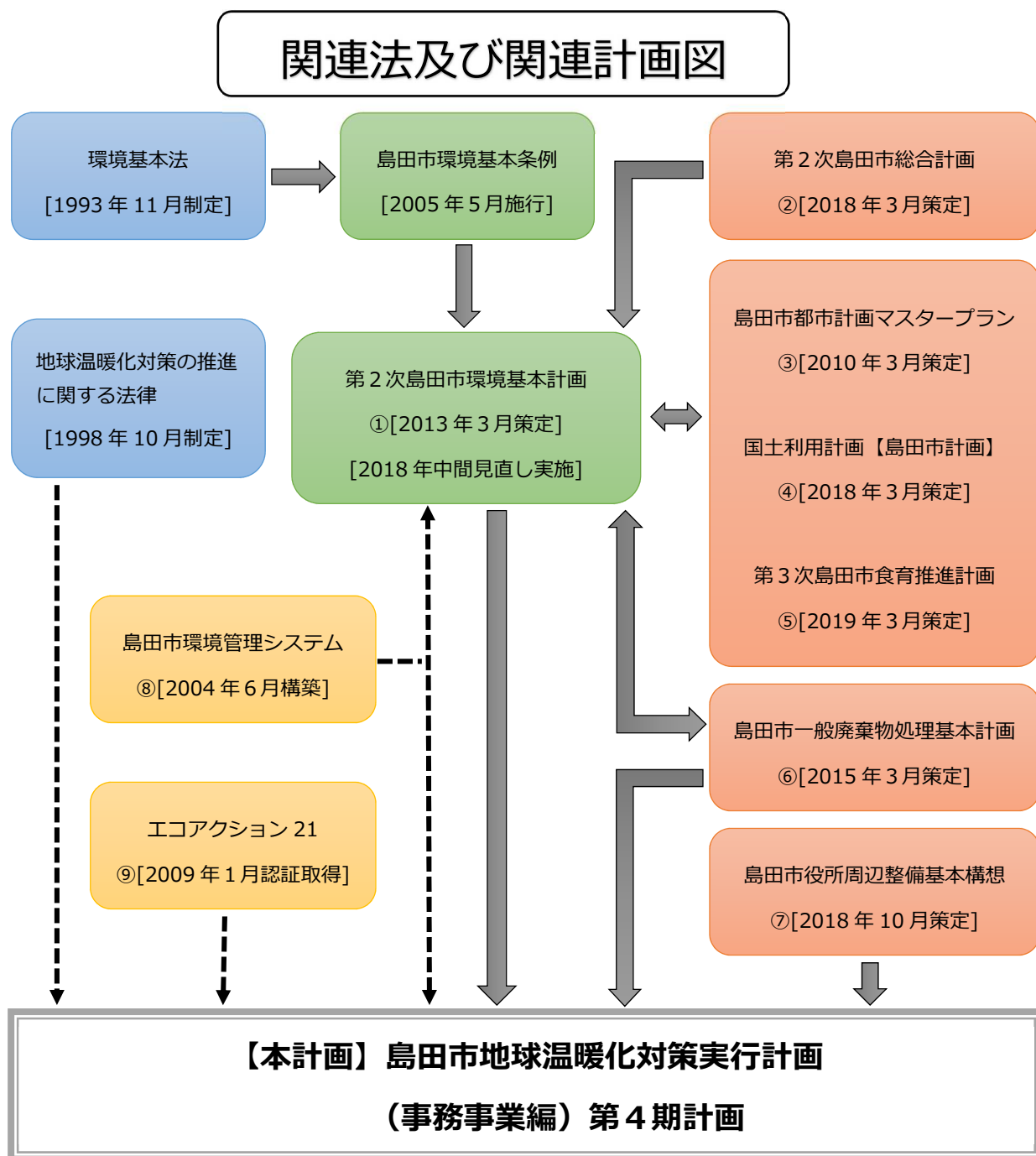
この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを楽しみ、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

第7条

市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第20条

市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。



①第2次島田市環境基本計画 計画期間：2013年度から2022年度まで

島田市地球温暖化対策実行計画の上位計画であり、島田市環境基本条例第7条に基づいて制定しています。この計画では、20年から30年後に実現させたい望ましい環境像を「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する 資源循環型のまち しまだ」として、その実現を図るために5つの分野ごとの基本目標を示し、市民・事業者・市が連携して目標の達成に向けて取り組んでいます。5つの分野は以下のとおりです。

1) 自然環境の保全

大井川に代表される河川や森林などの豊かな自然は、私たちの暮らしや産業の基盤だけでなく、多様な生き物を育む貴重な資源となっています。そのため、自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性の確保に努めていきます。

2) 生活環境の保全

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで不快な音や臭いがせず、かつ有害化学物質による影響がない安全な環境づくりが必要となっています。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境の保全に努めていきます。

3) 資源循環の推進

「ごみになるものを減らす」「ごみに出す前に再利用の方法を考える」「再資源化に協力する」そんな市民の3Rの取組を、市・事業者が協力・支援するしくみづくりや地産地消、グリーン購入を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。

4) 地球環境の保全

私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを、市民一人ひとりが自覚し、地球温暖化防止につながる取組を積極的に実践するまちを目指します。

5) 環境教育・環境保全活動の推進

島田市の環境の現状を知り、望ましい環境のあり方を考えるため、環境教育や体験学習を積極的に実施し、市・市民・事業者のそれぞれが主体的に、そして協働しながら環境保全に取り組むまちを目指します。

②第2次島田市総合計画 計画期間：2018年度から2025年度まで

「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を将来像に掲げ、真に豊かな生活を実現していくための指針となり、描くまちの姿とその実現のための新たな方策を位置づける島田市の総合的な計画を策定しています。

「島田市をとりまく状況」では、環境問題についても触れており、政策分野4においてはその具体的な施策の柱として、新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用の導入や低炭素社会・循環型社会の形成の実現について施策を位置づけています。

③島田市都市計画マスタープラン 計画期間：2010年度から2029年度まで

都市計画法第18条の2に基づき、「都市計画に関する基本的な方針」を示すため、市民の意見を十分に反映しながら策定したもので、都市の将来像や都市づくりの基本的な方向を示しています。計画では、環境と調和した都市づくりが視点として挙げられ、大井川をはじめとする恵まれた自然環境の保全・活用や身近な暮らしの中の工夫などにより環境負荷を低減し地球温暖化の防止に向けた取組を進めるために、環境と調和した都市づくりが必要であるとしています。

④国土利用計画【島田市計画】 計画期間：2018年度から2025年度まで

市域の土地利用に関する計画で、豊かな緑や水辺環境を良好に維持し続け、大井川の川越しをはじめとする由緒ある歴史と地域が持つ固有の文化がもたらす個性と魅力を活かしながら、公共の福祉に配慮しつつ、奥ゆかしさとにぎわいの調和がとれた土地利用を図ることを基本理念としています。土地利用の基本方針のひとつである「自然と共生し快適でうるおいのある土地利用」の中では、大井川が織り成す豊かな自然を大切に守りながら、

地球温暖化対策の視点に立って環境への負荷を軽減していくとしています。

⑤第3次島田市食育推進計画 計画期間：2019年度から2023年度まで

食育基本法第18条第1項に基づく計画で、家庭や地域、学校が連携、協力しながら食育を推進していくための指針として位置づけています。第4章では、環境に配慮した食育の推進についての取組を示しており、食品廃棄物の堆肥化の促進やエコクッキングの普及などに向けた施策を取り上げています。

⑥島田市一般廃棄物処理基本計画 計画期間：2015年度から2022年度まで

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づくもので、上位計画である島田市総合計画や第2次島田市環境基本計画との整合性を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を、総合的・計画的に推進していくための計画となっています。

⑦島田市役所周辺整備基本構想 策定日：2018年10月

「本庁舎が有すべき機能及び本庁舎の周辺において本市が保有し、又は本市が保有していた施設の機能の維持及び再生についての基本的な考え方」を整理し、事業を通じたまちづくりの基本理念等を明確にすることを目的に策定しています。構想の第6章では、新庁舎の整備基本方針、機能、性能及び規模について検討されており、長期的な経済性を考慮し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、建物で使用するエネルギーの省エネ化とエネルギーの創出により、エネルギー消費量を正味ゼロにするゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)を目指すなど、環境に配慮した庁舎としていくことを示しています。また、環境にやさしい構造として、蓄電池を備えた太陽光発電システムや断熱性・気密性に優れ、空調効率のよい建物にすることなどを、新庁舎の建設に向けた取組項目として例示しています。

⑧島田市環境管理システム 2004年6月構築

各計画の円滑かつ効果的な進行管理を行うために構築したもので、組織体制や文書管理・記録について定められているほか、各計画のPDCAサイクルの運用についても定めています。また、このシステムに基づき、監査実施要領や環境基本計画監視・測定要領なども策定しています。

⑨エコアクション21 2009年1月認証取得

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、PDCAサイクルを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うためのものです。本市においても取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的として、認証取得をしています。

第2章 計画の基本的事項

1) 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温暖化対策を推進することにより、本市の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを効果的に削減・抑制を図るとともに、市の率先行動として地球温暖化対策に取り組むことを目的とします。

2) 計画期間・基準年度

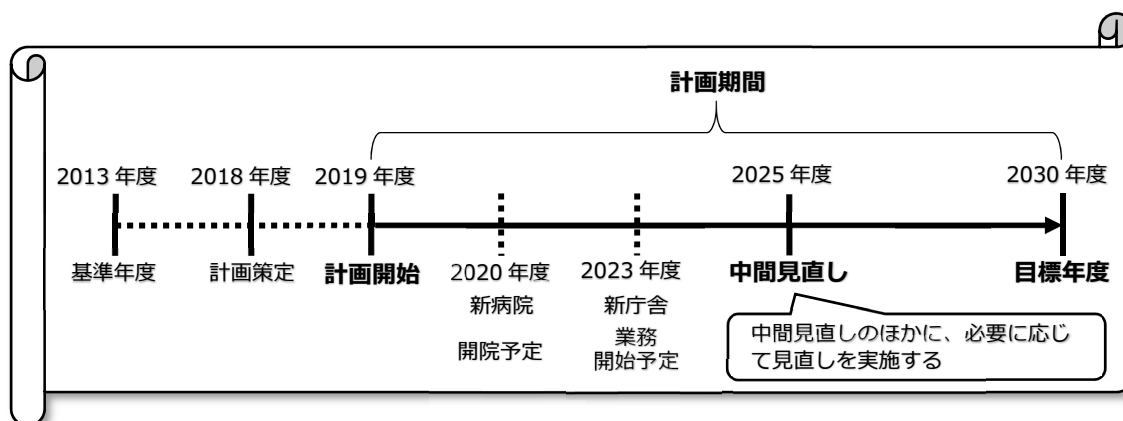
本計画の計画期間は、2019年度から2030年度までとします。

また、2013年度を基準年度とします。

これは、国の地球温暖化対策実行計画において、「日本の約束草案」に基づき2013年度を基準年として、2030年へ向けて削減目標を設定していることに即して策定するためです。

計画の見直しについては、市立島田市民病院の建替えが、2020年度に竣工し、同年度の3月から開院予定であること、島田市役所本庁舎の建替えが、2022年度に竣工し、2023年度の5月から業務開始予定であることを踏まえ、中間目標値を2024年度に定め、それまでの進捗状況やその後の見通しを考慮した上で見直し時期は2025年度とし、計画を再考することとします。

また、国のエネルギー政策や地球温暖化対策の施策の大幅な転換があった場合は、その状況に応じて見直しを実施することとします。計画期間については、以下の図のとおりです。



3) 対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業（外部に委託する事務事業は除く。）及び市が所有する全ての施設（外部委託又は指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）とします。

4) 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法の第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスである「二酸化炭素 (CO₂)」、「メタン (CH₄)」、「一酸化二窒素 (N₂O)」、「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF₆)」、「三ふっ化窒素 (NF₃)」のうち、本市の事務事業に伴う排出がない、若しくはあっても排出量が極めて少なく算定が容易ではない温室効果ガスを除いた下記表の4種類を算定の対象とします。

温室効果ガスの種類 (第2条第3項)

温室効果ガス種類	地球温暖化係数	本市の事務事業で対象となる排出活動	
対象ガス	二酸化炭素 (CO ₂)	1	【エネルギー起源】 ・燃料の使用 (ガソリン、灯油、重油、都市ガス等) ・他人から供給された電気の使用 【非エネルギー起源】 ・一般廃棄物 (プラスチック類) の焼却
	メタン (CH ₄)	25	・定置式ガス・ガソリン機関における燃料の使用 ・家庭用機器における燃料 (灯油) の使用 ・公用車の走行 ・下水・し尿・雑排水の処理 ・一般廃棄物の焼却
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	・定置式ディーゼル機関における燃料の使用 ・定置式ガス・ガソリン機関における燃料の使用 ・家庭用機器における燃料 (灯油) の使用 ・公用車の走行 ・麻酔剤 (笑気ガス) の使用 ・下水・し尿・雑排水の処理 ・一般廃棄物の焼却
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14,800	・カーエアコンの使用
対象外	パーフルオロカーボン (PFC)	7,390 ~17,340	・半導体製造時に使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	・電気設備の電気絶縁ガスなどに使用
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	・半導体製造時に使用

※上記以外に、温室効果ガスの発生原因となる活動を新たに実施した場合は、適宜対象活動に追加します。

※地球温暖化係数は、二酸化炭素を基準として、ほかの温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を表したものです。地球温暖化対策推進法の改定があった場合には変更します。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

1) これまでの取組の経過と温室効果ガス排出量

2004年3月に、既存の率先実行計画であった「島田市（庁舎等）における環境対策行動プラン」を発展させ、第1期計画にあたる「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：2004年度～2010年度）を策定しました。その後は、計画期間満了に伴い、2011年3月には、第2期計画にあたる「島田市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2011年度～2015年度）を、2016年3月には、第3期計画にあたる「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：2016年度～2018年度）を策定しました。第3期計画からは、新たに一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量についても算定しています。

また、2009年1月に、環境への取組をより効果的・効率的に行うために、環境マネジメントシステム「エコアクション2.1」を認証・登録し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減抑制に取り組んでいます。

計画策定の経過

時期	取組内容
2001年3月 (平成13年)	島田市環境基本条例制定
2003年3月 (平成15年)	島田市環境基本計画策定 (計画期間：2003年度～2012年度)
2004年3月 (平成16年)	島田市地球温暖化防止実行計画策定（第1期計画） (計画期間：2004年度～2010年度)
2009年1月 (平成21年)	エコアクション2.1認証・登録
2011年3月 (平成23年)	島田市地球温暖化対策実行計画策定（第2期計画） (計画期間：2011年度～2015年度)
2013年3月 (平成25年)	第2次島田市環境基本計画策定 (計画期間：2013年度～2022年度)
2016年3月 (平成28年)	島田市地球温暖化対策実行計画策定（事務事業編）（第3期計画） (計画期間：2016年度～2018年度)
2019年3月 (平成31年)	第2次島田市環境基本計画中間見直し時に新たな章として 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[適応計画を含む]策定 (計画期間：2019年度～2030年度)

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第3期計画）の進捗状況については、次の表のとおりです。2年間における実績では、目標値である4%削減を大きく上回る結果となっています。2年連続して目標を上回る結果となった要因は、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が大きく減少したことが挙げられます。しかしながら、この排出量は、事業者や市民から排出される焼却物に起因するものとなりますので、今後も注視していく必要があります。また、本計画においても、排出量算定の対象活動となっていますので、事業者や市民から排出される廃棄物の削減を促す活動も、市役所の事務事業の1つとして継続して実施していく必要があります。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第3期計画）における温室効果ガス排出量の推移

項目	2014年度 (基準値)	2016年度 (実績)	2017年度 (実績)	2018年度 (期間中)	2018年度 (目標値)
総排出量 (t-CO ₂)	35,960	28,974	29,919	現在 算定期間中	34,521
基準年度比	-	△19.4%	△16.8%	-	△4.0%

2) 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量を、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0」(2017年3月環境省)に基づき算定します。算定に用いる排出係数及び地球温暖化係数は、当該年度に係る最新の係数を用いて算出します。

基本的な算定の考え方

①活動の区分ごと算出し、ガスごとに合算する

$$\text{温室効果ガス排出量 (t ガス)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

②①で求めた各ガスの排出量に、地球温暖化係数を乗じて算出し合算する

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

※活動量：温室効果ガスの排出を伴う活動の規模を表す指標。(使用量、焼却量、走行距離等)

※排出係数：活動量1単位当たりに排出される温室効果ガスの量。(kWh、m³、ℓ、t、km等)

※地球温暖化係数：温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について、CO₂との比で表したものの。

3) 基準年度（2013年）と現状年度（2017年）における温室効果ガス排出状況

基準年度となる 2013 年度の温室効果ガス排出量は、当時の地球温暖化係数や排出係数を用いて算出した結果、年間で 34,361t-CO₂ となりました。この値が目標年度である 2030 年に向けての基準となります。

また、2030 年に向けての目標を設定するにあたり、現在において、温室効果ガス排出量が算定可能な 2017 年を現状年度として設定します。温室効果ガス排出量としましては、29,919t-CO₂ となり、そのうち 9,780t-CO₂ は一般廃棄物の焼却に伴うものとなっています。

基準年度と現状年度における項目別の排出割合は次に示す円グラフのとおりとなっています。割合の分布としては、どちらの年度も、電力の使用に係る排出と一般廃棄物の焼却に伴う排出が大部分を占めています。基準年度から現状年度までの間には、川根温泉ホテルのオープンや南部を除く給食センターの廃止と新たな中部学校給食センターの稼働開始、広域化による消防施設の減少、お茶の郷（現ふじのくに茶の都ミュージアム）の県への移管など施設の増減がありました。なお、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策推進法施行令の改正を受けて、基準年度と現状年度では、異なる地球温暖化係数と排出係数を使用しています。

基準年度及び現状年度における温室効果ガスの排出源別排出量の割合



また、温室効果ガスの種類別排出量及び排出活動別排出量については、次の表のとおりとなっています。温室効果ガスの種類別割合については、基準年度及び現状年度ともに二酸化炭素が占める割合が9割以上となっています。また、メタンについては、2013年度時に「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタンの排出量」を算定対象としていなかったため、差が生じています。その他の2種類については、対象活動や排出係数の違い等により多少の差はありますが、2つの年度間で大きな変化はない状況となっています。

基準年度及び現状年度における温室効果ガスの種類別排出量の割合

ガス種類	基準年度（2013年）		現状年度（2017年）		主な排出活動
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	
二酸化炭素 (CO ₂)	33,672	97.995%	28,972	96.835%	一般廃棄物（プラスチックごみ） の焼却、電気・燃料の使用等
メタン（CH ₄ ）	26	0.076%	252	0.842%	下水・し尿の処理、公用車の走行 等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	660	1.921%	692	2.313%	一般廃棄物の焼却等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3	0.009%	3	0.01%	公用車カーエアコンの使用
合 計	34,361	100.00%	29,919	100.00%	

排出活動別割合については、どちらの年度においても、燃料の使用、他人から供給された電気の使用、一般廃棄物の焼却の3つの活動における排出が9割以上を占めている状況です。現状年度については、基準年度と比較して、他人から供給された電気の使用が占める割合と一般廃棄物の焼却に伴う排出量が減少しています。

基準年度及び現状年度における温室効果ガスの活動別排出量の割合

排出活動	基準年度（2013年）		現状年度（2017年）	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比
燃料の使用	5,778	16.815%	6,088	20.348%
他人から供給された電気の使用	15,005	43.669%	13,695	45.774%
一般廃棄物の焼却	13,478	39.225%	9,780	32.688%
公用車の走行	16	0.046%	13	0.043%
下水・し尿・雑排水処理	81	0.236%	335	1.120%
その他	3	0.009%	8	0.027%
合 計	34,361	100.00%	29,919	100.00%

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

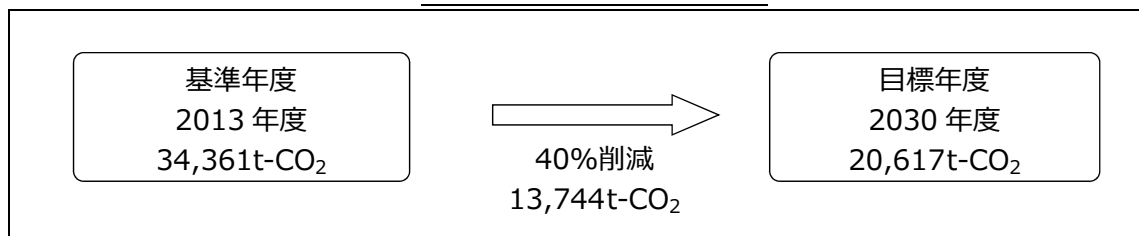
1) 温室効果ガス排出量の削減目標

国の地球温暖化対策計画の「業務その他部門」における2030年度までの目標である40%削減を目標水準として定め、本計画においても、2013年度を基準として2030年度までに温室効果ガス総排出量を40%削減することを目標とします。

基準年度の温室効果ガス排出量は、34,361t-CO₂であり、現状の2017年度における温室効果ガス排出量は29,919t-CO₂となっているので、目標の達成には9,302t-CO₂の削減が必要となります。2030年度までににおける温室効果ガス排出量の削減見込量を算出し、その数値を除いた結果、毎年392t-CO₂の削減が求められます。また、2019年度から市内小中学校において、空調機器が導入されることにより、286 t-CO₂の増加が見込まれると試算しています。これらの見込を踏まえると、目標達成には、毎年414 t-CO₂の削減が求められます。

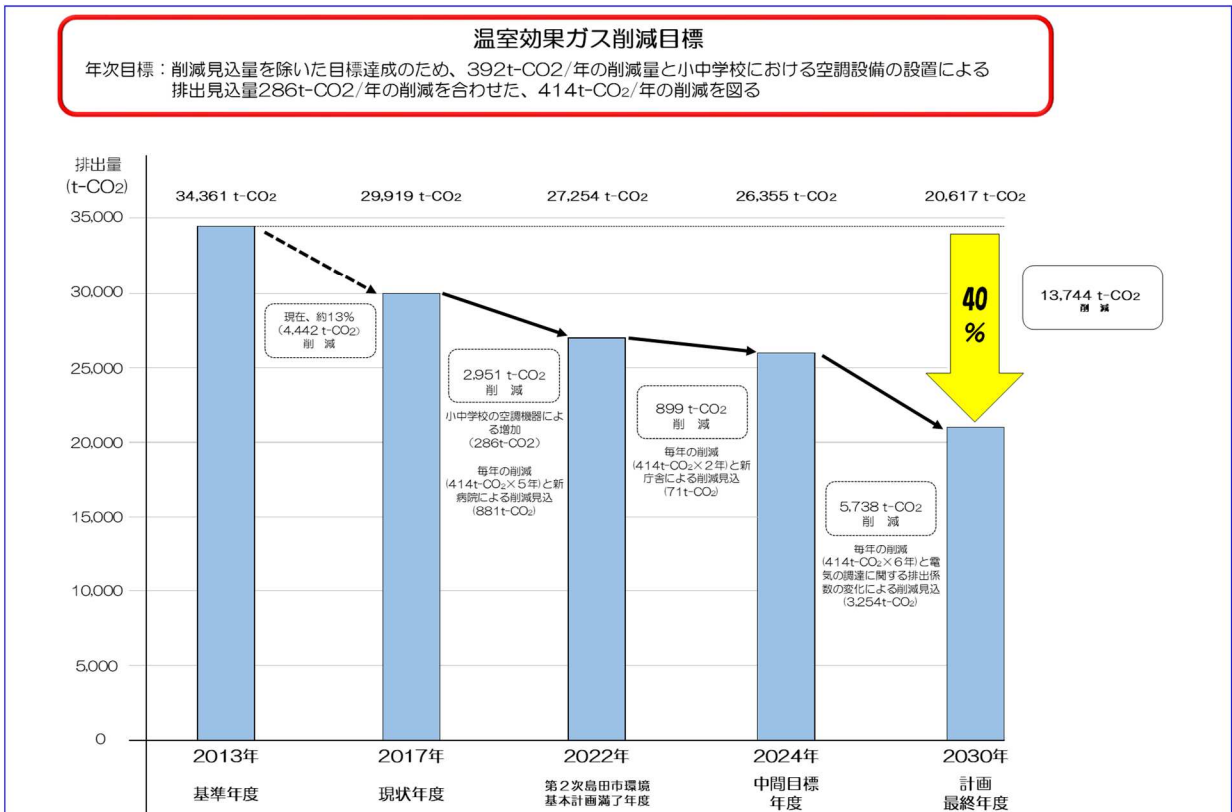
計画期間中においては、上位計画である第2次島田市環境基本計画の計画期間満了年度の2022年度において進捗状況の確認を実施します。また、新庁舎建替え後の業務開始予定が2023年度であることから、2024年度を中間目標として設定し、2025年度に中間見直しを実施します。見直し時においては、削減目標への達成見込みを確認し、市政運営や地域社会情勢、さらには国や国際的な環境に関する流れを反映した上で計画内容の見直しを実施します。

温室効果ガスの排出削減目標



温室効果ガスの排出削減計画

項目	2013年度 (基準値)	2017年度 (現状値)	2022年度 (第2次島田市環境 基本計画目標値)	2024年度 (中間目標値)	2030年度 (目標値)
総排出量 (t-CO ₂)	34,361	29,919	27,254	26,355	20,617
基準年度比	-	△12.9%	△20.7%	△23.3%	△40.0%



<削減見込量の算出>

目標の設定にあたっては、まず計画期間中に建替えを実施する市立島田市民病院（2020年度開院予定）及び市役所本庁舎（2023年度業務開始予定）について、建替えによる削減見込量を算出してします。算出には、現状の2017年度における温室効果ガス排出量を基に、環境省が示している建築物削減ポテンシャルツールを活用しています。

また、電気使用における温室効果ガスの排出量について、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2030年度における電気の調達に関する排出係数を0.00037t-CO₂/kWh以下にするものとしていることを鑑み、2017年度の電気使用量が2030年度まで続いた場合の削減見込量を算出しています。なお、この削減見込量には、省エネ化などによる削減効果を反映していないため、省エネ化などが進めば、さらなる削減が期待できます。

病院及び本庁舎削減見込量

建築物	2017年度温室効果ガス排出量	建築物削減ポテンシャルツールによる削減見込率	削減見込量
市立島田市民病院	5,613t-CO ₂	15.7% (区分：病院等)	881t-CO ₂
市役所本庁舎	307t-CO ₂	23.1% (区分：事務所等)	71t-CO ₂

電気の調達に関する削減見込量

電気事業者	2017年度 電気使用量	2017年度算定用 事業者別排出係数	2030年度 排出係数	削減見込量
中部電力(株)	2,569,690kWh	0.000485t-CO ₂ /kWh	0.00037 t-CO ₂ /kWh	2,955t-CO ₂
イーレックス(株)	136,557kWh	0.000501t-CO ₂ /kWh		17t-CO ₂
(株)エナリス・パワー・マーケティング	1,253,935kWh	0.000488t-CO ₂ /kWh		148t-CO ₂
(株)エネサーブ	973,452kWh	0.000493t-CO ₂ /kWh		120t-CO ₂
鈴与商事(株)	155,471kWh	0.000466t-CO ₂ /kWh		14t-CO ₂
合 計				3,254t-CO ₂

<増加見込量の算出>

2019年度から市内小中学校において、普通教室等における空調機器の運用が開始されます。このことから、電気の使用及びガスの使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の増加が見込まれます。導入が予定されている機器の性能等を考慮して、下記のとおり温室効果ガス排出量を算定した結果、毎年286t-CO₂の増加が予想されます。

空調機器の運用に関する増加見込量

エネルギー種類	電気式 エアコン	ガス式 エアコン	2017年度 排出係数	増加見込量
電気(中部電力(株))	428,234kWh/年	15,891kWh/年	0.000485 t-CO ₂ /kWh	215t-CO ₂
ガス(都市ガス)		32,852/m ³	0.00216 t-CO ₂ /m ³	71t-CO ₂
合 計				286t-CO ₂

※増加見込量は、導入予定空調機器の消費電力、負荷率及び使用時間等を考慮した上で算出しています。

<毎年の削減目標の設定>

以上の削減見込量を踏まえた上で、運用等による削減目標値(392t-CO₂)を算出し、これに学校の空調機器の運用開始に伴う毎年の増加分(286t-CO₂)を期間で除した値を加え、毎年の削減目標量(414 t-CO₂)として設定します。

2) 目標達成のための基本方針と今後の傾向

目標達成に向けては、上記で示した削減見込量に加えて、事務事業における業務の効率化や設備機器の更新など、運用による削減が求められます。目標達成に向けた具体的な取組については、第5章について詳細に記載します。2030年までに40%を削減するという目標達成は、容易なことではありませんので、次項に記載する内容に関しても注視して計画を推進していく必要があります。

①人口減少

「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、本計画の目標年度である 2030 年における人口の将来展望では、島田市内の人口が 89,921 人とされており、基準年度の人口から大幅に減少する予測となっています。人口減少により、市内から排出される一般廃棄物の量が減少することが予測され、温室効果ガスの排出量割合を大きく占めている一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量の削減が見込まれます。

②島田市内の小学校及び中学校

市内には、現在（2018 年度）、小学校 18 校、中学校 7 校があり、「島田市公共施設等総合管理計画」によると、その他の学校教育関連施設も含め、公共建築物の全延床面積の約 44%を占めるとされています（2015 年 3 月末）。2030 年に向けて今後更なる少子化が進んでいくと、学校の統廃合や統廃合に伴う施設の建替えなどが考えられるため、学校教育関連施設から排出される温室効果ガスの量については、減少していくことが見込まれます。

しかし、2019 年度から、小中学校に空調機器が導入され、普通教室等において運用が開始され、このことに伴い、電気の使用およびガスの使用に伴う温室効果ガスの排出量の増加が見込まれます。増加量として、年に 286t-CO₂ を見込んでいますが、実態調査を行い経過観察していく必要があります。

③公共施設の老朽化

「島田市公共施設等総合管理計画」によると、市が保有する公共建築物は、2015 年 3 月末時点において、276 施設、建築棟数は 663 棟であり、老朽化の目安とされる築年数が 31 年以上の建物は、全体の 49%を占めているとされています。また、これらのうち大規模な改修や設備の更新が実施されていないものについては、早期に対策を講じる必要が生じる可能性があるとしています。改修や施設のスリム化が進めば省エネルギー化を図ることができるため、施設更新の動向を踏まえた上で計画を進めていく必要があります。

④再生可能エネルギー・新エネルギー

市が保有する施設においては、川根温泉ホテルにおけるメタンガス発電によるコージェネレーションシステムの稼働や田代環境プラザにおける廃棄物発電、市内小中学校や保健福祉センターにおける太陽光発電など、発電した電気等を自家消費することにより、エネルギーの調達に係る温室効果ガス排出量の削減に寄与する施策を実施しています。今後も、新規施設の整備や既存施設の改修時において、エネルギー源を確保する取組を進め、温室効果ガス排出量の削減に資する運用が必要となります。

第5章 目標達成に向けた取組

1) 取組目標の設定

本計画の目標を達成するために、市の事務事業はもちろんのこと、職員の行動や施設・設備機器に関する具体的な取組を実施していく必要があります。職員一人ひとりの取組における削減効果は大きくありませんが、全庁的に職員共通のルールとしてこれまでの取組を継続維持し、さらなる高い目標を掲げて進めていく必要があります。

また、市が保有する施設・設備機器は多数あります。それらの改修や更新をする際には、省エネルギーの機器を取り入れる、機器の適正配置を実施するなど、エネルギー使用量を直接削減できる取組があります。市の事務事業を効率よく実施できる体制を保ちつつ、温暖化対策に寄与する行動を実施してきます。

加えて、第3章においても記載しましたが、市民や事業者から排出される一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量が大きな割合を占めています。この排出量は、市の事務事業のみで削減することは難しいですが、削減に向けた取組について推進していきます。

2) 日常業務に関する取組

(1) 省エネルギーの推進

職員による温室効果ガス排出量の削減につながる行動を実践します。

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
空調	適正運転	適正な温度設定と運転時間の短縮に努めます。また、未使用の部屋や区画における空調は停止します。(室温目安：夏期 28℃ 冬期 20℃)	電気
	遮光対策	夏期には、グリーンカーテンやブラインド、出入口における打ち水などを利用して室内の温度上昇を抑え、空調の適正利用に努めます。	電気
	クールビズ・ウォームビズの励行	クールビズ・ウォームビズを積極的に取り入れて、空調の適正利用に努めます。	電気
照明	適正利用	始業前、昼休み、終業時は業務に支障のない限りは不要な照明を消灯します。また、使用していない会議室やトイレ、給湯室、更衣室等の使用していない部屋の消灯を徹底します。廊下や通路、ロビー等も同様に、業務や来訪者に支障のない限りで消灯します。	電気
	採光	日中は、自然光を最大限に活用し必要な照明のみ点灯します。	電気

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
事務機器	電源オフ	長時間の離席時や退庁時には電源を切ります。	電気
	節電・省エネ	機器の節電モードや省エネモードを利用します。	電気
	省エネルギー製品	省エネルギー性能の高い製品を購入します。	電気
	適正利用	シュレッダーには、裁断の必要がない文書は投入せず再利用及び古紙とします。	電気
電化製品	適正利用	電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気ポット等）は、最小限の利用に努めます。また、長時間利用しない場合には、プラグをコンセントから抜きます。	電気
給湯	適正利用	冬期以外は、極力給湯を使用しません。また、温度設定は可能な限り低めに設定します。	電気
公用車	エコドライブ	ふんわりアクセル、アイドリングストップなどエコドライブを実践します。	ガソリン 軽油
	公共交通機関	出張等での移動は、公共交通機関を積極的に利用します。また、近距離での移動には徒歩や公用自転車を積極的に利用します。	ガソリン
	相乗り	複数課が関連する会議などで移動をする際には、相乗りを励行します。	ガソリン
その他	エネルギー管理	環境管理システム、エコアクション2.1に準じてエネルギー使用量の適正管理を実施します。	エネルギー 全般
	エレベーター	エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行します。	電気
	ノー残業デー	事務の効率化を図り、ノー残業デーの定時退庁に努めます。	電気
	クール COOL チョイス CHOICE	2017年4月に宣言したクールチョイス宣言を推進し、環境負荷の低減に努めます。	エネルギー 全般

<COOL CHOICE（クールチョイス）>

クールチョイスは、「未来のために、いま選ぼう」を合言葉に始まった国民運動です。

資源の限られた国だからこそ生まれた賢い省エネアイデア、そして世界からCOOLと賞賛される最先端技術、その2つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことが、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑える力になるとしています。

消灯、温度設定、節水などの普段の行動に加えて、クルマ、家電、住宅など身の回りのものを選ぶとき、これから目線で選んでみましょう。

「小さな日常の選択かもしれませんが、でもそのチカラは小さくない。積みあがって、きっと地球を変えていく。そう。あなたが選べば、未来は変わる。」



【資料：環境省ホームページより】

(2) 省資源の推進

省資源等の環境配慮活動を推進することにより、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与する取組を進めます。

取組種別	取組内容	詳細
水	節水の励行	汲み置き洗い等節水に努め、蛇口をこまめに閉めます。またトイレでは擬音発生装置を活用します。
	漏水の発見	毎月の水の使用量を確認管理し、漏水の早期発見に努めます。
用紙類	適正利用	両面印刷の徹底やミスプリントの削減、資料等の配布数の適正化に努めます。また、多面印刷機能（N アップ印刷）の利用等を活用し、用紙類の節約に努めます。
	再利用	裏紙の再利用や使用済封筒の再利用を行い、資源を節約します。また、複数回に分けて開催される会議等においては、課内での資料の共有化など可能な限り実施します。
	ペーパーレス	庁内 LAN を活用し、ペーパーレス化を推進します。
	簡略化	会議資料や刊行物等の簡略化、簡素化（ワンペーパー）により用紙類の使用枚数の節約に努めます。また、事務手続の簡略化、電子化等を推進し、資源の節約に努めます。
廃棄物 リサイクル	削減	マイボトル、マイバッグ、マイ箸等を使用し、使い捨て資源の使用を控えるように努めます。また、執務室内のごみ箱を減らし、安易にごみを出さない環境を整えます。
	リサイクル	排出ごみの分別、資源化を徹底し、封筒やファイル等は再利用に努めます。特に、雑紙の分別（古紙類）の徹底に努めます。また、トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進します。
物品購入	再利用	庁内 LAN の「物品バンク」を活用し、不要・過剰となった事務用品等を他課で再利用します。
	適正購入	執務室内の環境整備を徹底し、事務用品の過剰購入がないように努めます。また、物品の長期使用を励行し、適切な物品購入に努めます。
	グリーン購入	島田市グリーン購入指針に基づき、対象品目についてはグリーン購入に努めます。
その他	イベント	各種イベントにおいて、環境取組を推進します。

本市では、エコアクション21を認証・登録し、環境への取組を推進しています。自己の環境負荷を低減させるための取組として、次の項目についても具体的な目標を定め取り組んでいきます。

項目	毎年の目標
水の使用量	前年度比1%以上削減する。
用紙の使用量 (本庁集中管理分)	A4 版換算値で前年度比1%以上削減する。
燃えるごみ（一般廃棄物）の 排出量（庁舎のみ）	前年度比1%以上削減する。
グリーン購入率	90%以上を維持する。

3) 施設や設備機器に関する取組

(1) 運用改善による取組

施設や設備機器の保守・管理等の運用の改善を図り、温室効果ガス排出量の削減に寄与します。

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
空調	適正化	空調設備の起動時期・時刻の適正化を図ります。また、室温目安の温度になるように運用を実施します。(室温目安：夏期 28℃ 冬期 20℃)	電気 ガス
	保守・点検	定期的な保守・点検を実施し、機器の不具合を早期発見することで、過剰なエネルギー消費を抑えます。	電気 ガス
	定期清掃	定期的な清掃を実施し、フィルター等の汚れによるエネルギー消費の不効率化を防止します。	電気 ガス
照明	適正化	業務に支障のない限りは、不要な照明を消灯します。また、部分点灯も活用するように努めます。	電気
	保守・点検	定期的な保守・点検を実施し、不要なエネルギー消費が発生しないように努めます。	電気
	定期清掃	照明カバー等の定期清掃を実施することにより、照度の低下を防ぎます。	電気
昇降機	電源オフ	利用の少ない時間帯においては、運転を一部停止します。	電気
その他	雨水利用・緑化	雨水の有効活用や壁面・屋上緑化の推進に努めます。	エネルギー 全般
	省エネ診断	省エネ診断等を取り入れて、エネルギー消費の効率化を実施します。	エネルギー 全般

(2) 導入・更新に関する取組

施設の更新、設備の導入・更新に際しては、環境に配慮した施設・設備の導入に努めます。

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
施設	全般	施設更新時は、エネルギー利用の効率化が図れるようにZEB（Net Zero Energy Building）等の導入など設計の段階から検討します。また、公共施設マネジメントに基づき、施設の規模や配置の見直し・統廃合を実施し、行政サービスを確保するとともにエネルギー消費の削減に努めます。	エネルギー 全般
	電力	環境負荷の低い電力事業者や地産地消を進める電力事業者の選択を検討します。	電気
	維持管理	維持管理には、BEMS（Building and Energy Management System）等のエネルギー監視システムやデマンド制御の導入を検討します。	エネルギー 全般

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
空調	効率化	エネルギー消費効率の高い設備の導入や空調対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入など検討します。	電気 ガス
	対策	遮熱ガラスフィルムの導入による室温上昇の抑制を行い、空調使用量の削減を検討します。また、ノンフロンや地球温暖化係数の低い冷媒の空調システムを導入するように検討します。	電気 ガス
照明	効率化	高周波点灯形（Hf）蛍光灯やLED（発光ダイオード）照明灯などの高効率機器や調光制御できる照明装置の導入を検討します。また、人感センサーや昼光センサーの導入、照明対象範囲の細分化についても検討します。	電気
動力設備	効率化	インバータ制御システムの導入を検討します。	電気
受変電	効率化	デマンド制御や力率改善制御システムの導入や変圧器の統合など検討します。	電気
再生可能エネルギー ・ 新エネルギー	再エネ・新エネの導入	市有施設において再生可能エネルギーや新エネルギーの導入を検討します。	エネルギー全般
	電力創生	再生可能エネルギーや新エネルギーを利用した電力の創出やそれらを活用したVPP（Virtual Power Plant）の導入などを検討します。	電気
その他	適正化	公用車の更新時には、使用実態等を把握した上で、低公害車や低燃費車の導入を検討します。	ガソリン 軽油
	補助金の利用	施設改修や設備更新などの際には、国等の省エネルギー関連補助金の活用を検討します。	エネルギー全般
	緑化	施設更新の際には、壁面・屋上緑化の導入を検討します。	エネルギー全般

<省エネルギー設備の導入事例>

- ・デマンド制御システムの導入（市役所本庁舎）
- ・太陽光発電設備・蓄電池設備の導入（川根小学校）
- ・新設施設でのLED照明の導入（川根温泉ホテル、中部学校給食センター、川根小学校）や太陽光発電設備・蓄電池設備の導入（川根小学校）
- ・メタンガス発電コージェネレーションシステムの導入（川根温泉ホテル）
- ・廃棄物発電の導入（田代環境プラザ）

など

4) 一般廃棄物の焼却に伴う排出量の削減に関する取組

(1) ごみ減量のための取組推進及び適正管理

事業者や市民から排出される一般廃棄物の削減を促すための取組を実施するとともに、田代環境プラザにおける運転の適正管理を実施し、一般廃棄物の焼却に伴う排出量の削減に寄与します。

取組種別	取組内容	詳細	削減対象
周知	3R運動	3R運動を事業者や市民に周知し、一般廃棄物として焼却処理される量が削減できるように努めます。	エネルギー全般
	イベント	各種イベントにおいて、現在のごみ処理の状況やごみ削減の方法など周知するように努めます。また、イベント時には、ごみの排出が少なくなるように呼びかけます。	エネルギー全般
施設	適正管理	施設の運用にあたり、適正な管理を実施するとともに、補助燃料等の使用についても適宜調整を実施し、環境負荷の低減に努めます。	エネルギー全般
	廃棄物発電	施設内で使用する電気を賄うため、廃棄物の焼却に伴い発生した熱を利用して、発電を実施します。	電気

<3R運動>

・Reduce (リデュース)

ごみを減らしましょう！

例えば…シャンプーなどは詰め替え商品を選ぶなど



・Reuse (リユース)

まだ使えるものを繰り返し使しましょう！

例えば…着ることができなくなった服を譲る、おもちゃを直して使うなど

・Recycle (リサイクル)

資源としてまた利用しましょう！

例えば…ビンや缶、金属など

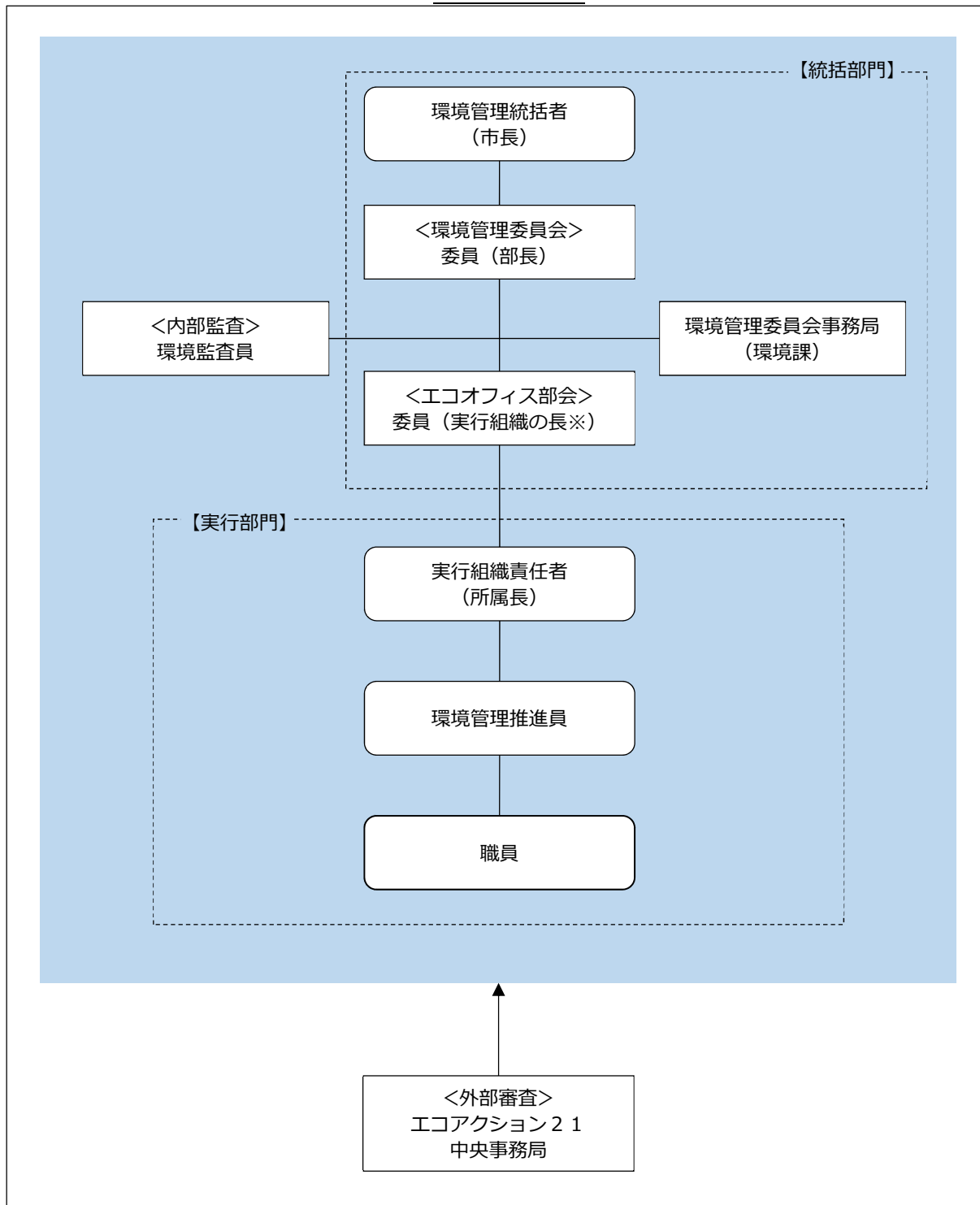


第6章 計画の推進

1) 推進体制

本計画は、島田市環境管理システムの環境管理組織で推進します。

環境管理組織図

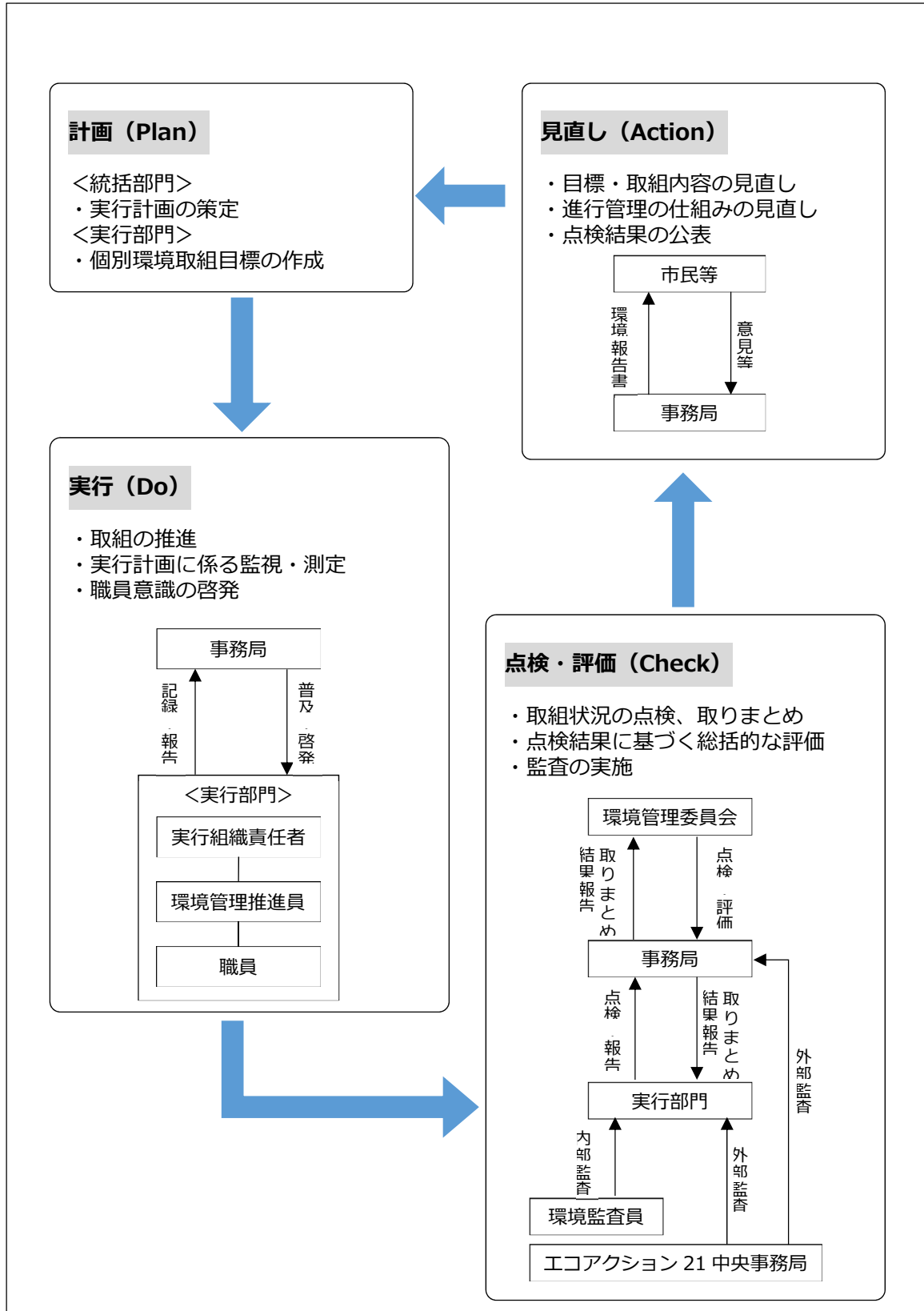


※エコオフィス部会委員構成：島田市環境管理マニュアルに定める。

2) 進行管理

本計画は、P D C Aサイクルの考え方に基づき、組織的、継続的な取組として推進します。

P D C Aサイクルによる進行管理



3) 職員に対する研修

本計画を全庁的に展開し、推進していくためには、職員一人ひとりが、計画の目的や内容を理解し、環境に配慮した取組を実践していくことが重要です。そのため、環境管理委員会事務局では、研修等を通して職員の意識啓発を実施し、意識の向上及び実践の促進を図ります。

①計画の周知

- ・本計画を施設及び実行組織単位に配付し、全職員への周知を図ります。
- ・庁内LANの掲示板を通じて、本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。

②研修の実施

- ・環境管理推進員に対して定期的な研修を実施します。
- ・内部監査を実施する環境監査員に対して研修を実施します。
- ・職員研修等において、本計画について周知を行うとともに、環境意識を高めるためのプログラムを取り入れます。

4) 点検・評価・公表

環境管理委員会事務局は、各実行組織の環境管理推進員を通じて収集したエネルギー使用量等の実績を集計し、毎年1回温室効果ガスの総排出量を算定します。本計画の進捗状況及び取組状況については、環境報告書及び環境活動レポートで毎年公表します。

なお、毎年の温室効果ガスの総排出量は、施行令に基づき、当該年度に係る最新の排出係数及び地球温暖化係数を用いて算定します。法改正があり、排出係数が変化した場合や活動の区分の追加・削除があった場合、既に算定・公表している過年度の温室効果ガス総排出量（基準年度含む。）まで遡って再算定する必要はないとされていますが、取組成果や実行計画の進捗状況、目標の達成状況等を適切に管理するために、必要に応じて、排出係数等を基準年度の値で固定して算定した比較用の総排出量も、参考値として算出します。